令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和3年10月14日 山口県人事委員会

【給与勧告のポイント】

- 本年度の月例給(給料表及び諸手当)は改定なし(2年連続)
- 特別給(ボーナス)を引下げ改定(△O. 15月分、2年連続の引下げ)

第1 給与についての報告及び勧告

- 1 職員給与と民間給与との比較
 - (1) 月例給(本年4月時点)

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A)-(B)
361, 033円	360, 922円	111円(0.03%)

(2) 特別給 (ボーナス)

民間の特別給の支給割合(昨年8月から本年7月まで) 4.31月分 (職員の現行の年間支給割合は4.45月分)

[参考] 人事院勧告の内容

月例給の改定なし、特別給(ボーナス)の引下げ

- ・ 月例給は民間給与との較差 (△19円、0.00%) が極めて小さく、俸給表及 び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。
- 特別給は期末手当を0.15月分引下げ(民間:4.32月、公務4.45月)

2 給与改定の内容

職員給与と民間給与、国家公務員給与等との比較結果及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、職員の給与について判断

(1) 本年の給与改定

ア 月例給

本年の職員給与と民間給与の較差がわずかであることから、改定を行わないことが適当

イ 特別給

民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当の年間支給割合を0.15月分引き下げることが必要

(ア) 令和3年度の支給割合

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	1.275月分	0.95月分	2.225月分
	(1. 075)	(1. 15)	(2. 225)
12 月 期	1. 275→1. 125	0. 95	2. 225→2. 075
	(1. 075→0. 925)	(1. 15)	(2. 225→2. 075)
年間計	2. 55 →2. 40	1. 90	4. 45 →4. 30
	$(2. 15 \rightarrow 2. 00)$	(2.30)	$(4.45 \rightarrow 4.30)$

備考 ()内は特別管理職員

(イ) 令和4年度以降の支給割合

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合計
6 月期	1. 275→1. 20 月分	0.95月分	2. 225→2. 15 月分
	(1. 075→1. 00)	(1. 15)	(2. 225→2. 15)
12 月 期	1. 275→1. 20	0. 95	2. 225→2. 15
	(1. 075→1. 00)	(1. 15)	(2. 225→2. 15)
年間計	2. 55 →2. 40	1. 90	4. 45 →4. 30
	$(2. 15 \rightarrow 2. 00)$	(2.30)	$(4.45 \rightarrow 4.30)$

備考 ()内は特別管理職員

(2) 「国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直し」への対応

- ・ 「国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直し」に伴う経過措置については、受給者割合等が年々減少しており、これまでの経過措置の状況を勘案すると当該措置を廃止することが適当
- ・ 当該措置を廃止した場合、職員の給与水準が低下することから、民間との給与 水準の均衡を維持するため、当該措置廃止に伴う原資を用いて、給料表の改定を 行うことが必要

(3) 実施時期

3 今後の課題(定年引上げへの対応)

令和5年度から、地方公務員の定年の段階的な引上げが予定されている中、今後の 定年引上げに伴う検討状況等を踏まえ、55歳を超える職員の昇給制度の見直しや、管 理監督職勤務上限年齢制等への対応について、検討を進めることが必要

第2 勤務環境の整備についての報告

1 総実勤務時間の短縮

- ・ 時間外勤務の縮減について、あらゆる職場で、それぞれの実情に即した実効性の ある取組を、適宜、その見直しを行いながら、一層進めていくことが必要
- ・ 特に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等に取り組む中、特定の職員に 過度な負担が生じないよう業務の平準化や業務継続に必要な人員配置等の取組を継 続することが必要
- ・ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めるとともに、職員が確実に休 暇を取得できるよう配慮することが必要

2 心身両面の健康管理対策

- ・ 病気の予防、早期発見、早期治療につながる取組を進めるとともに、組織的に総合的なメンタルヘルス対策に取り組むことが必要
- ・ 時間外勤務の縮減とあわせて、長時間の時間外勤務を行った職員への医師による 面接指導を的確に実施していくことが必要

3 ハラスメント対策

職員に対する指針等の周知や研修等を通じた意識啓発など、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を一層進めていくことが必要

4 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 本年、人事院が報告した育児休業の取得回数制限の緩和や不妊治療のための休暇 の新設等については、関係法律の改正や国及び他の都道府県の動向等に留意しなが ら、所要の措置を講ずることが必要
- コロナ禍を契機とした社会全体でのデジタル技術活用の急速な進展などに対応して、テレワークやオンライン会議等の取組を更に推進していくことが必要

第3 人事行政の運営についての報告

1 高齢層職員の能力及び経験の活用

公務員の定年の引上げに係る法改正を踏まえ、本県においても、高齢層職員の本格的な能力及び経験の活用に向けて、定年の引上げが円滑に行われるよう、本県の実情を踏まえた検討を行い、改正法の施行に向け、準備を進めていくことが必要

2 人材の確保・育成等

- ・ 採用試験の応募者が減少傾向にある中、試験制度の見直しや積極的な広報活動の 展開など、人材の確保に向け、より実効性のある取組を進めていくことが必要
- ・ 女性職員の計画的な採用・登用等を進めるため、女性受験者の確保や女性職員が 政策・方針決定過程へ参画する機会の拡大などの取組を進めていくことが必要
- ・ 障害者の雇用の推進に当たっては、障害のある職員が安心して働き、その能力を 十分に発揮できる環境づくりを着実に進めていくことが必要

3 能力・実績に基づく人事管理

組織の活性化や公務能率の向上を図るため、人事評価を適切かつ有効に活用し、今後の定年引上げによる影響や人材育成の観点も踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を一層推進していくことが必要

4 公務員倫理

職員一人ひとりが県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、 行政に対する県民の期待と信頼に応えることが必要

[参考] 給与改定の状況(行政職)

	月例給 改定額	特別給 増減月	年間給与の 増 減 額	備考
平成21年	改定なし	△0.35月	△133千円	別に給与減額措置あり
平成22年	638円	△0.20月	△64千円	JI .
平成23年	改定なし	改定なし	_	II.
平成24年	改定なし	改定なし	_	II.
平成25年	899円	改定なし	14千円	II.
平成26年	1,734円	0.15月	83千円	
平成27年	1,123円	0.10月	56千円	
平成28年	892円	0.10月	52千円	
平成29年	0円	改定なし	0円	月例給は初任給調整手当の改定のみ
平成30年	716円	0.10月	49千円	
平成31年	74円	0.10月	38千円	
令和2年	改定なし	△0.05月	△19千円	
令和3年	改定なし	△0.15月	△56千円	

⁽注) 月例給改定額は、各年の4月1日現在の職員1人当たりの額である。